
「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

日証協 平成28年12月9日

本協会では、本年12月8日付で決議された持回り自主規制会議において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正を行った。

本協会では、平成28年7月19日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところであるが、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「債券における『小口投資家』の定義の見直し」については、「『公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ』において検討する。」とされた。

これを受けて同ワーキング・グループ等で検討を行った結果、今般、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成28年12月20日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表等は、以下のとおりである。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」 の一部改正について

平成 28 年 12 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 28 年 7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表した。本公表では、協会員からの提案事項のうち、「債券における『小口投資家』の定義の見直し」（以下「本提案」という。）について、「『公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ』（以下「ワーキング」という。）において検討する。」とされていたところである。

本公表を踏まえ、ワーキングにおいて本提案について検討を行ったところ、本提案が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債規則」という。）第 14 条の「小口投資家」から除外を求めた投資家の範囲は、本提案が示した理由を踏まえると、合理的なものである。

また、現行の公社債規則第 12 条では、協会員に対して、公社債の店頭売買を行うに当たっては社内時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保すること、及び、顧客の求めに応じ取引価格の算定方法等の概要について説明することが求められており、本提案を採用したとしても小口投資家から除外される投資家に対して一定の保護がなされている。

これらの点を踏まえ、今般、公社債規則第 14 条の「小口投資家」の定義については、以下のとおり見直すこととした。

II. 改正の骨子

1. 小口投資家の定義の見直し

小口投資家の定義から除く対象に、外国の法人で上場企業又はこれに準ずる会社の性質を有するもの、国、地方公共団体、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体、官公庁共済組合、学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人を加える改正を行う。（第 14 条第 1 項、第 2 項）

2. その他

その他所要の整備を図る。（第 14 条見出し、第 14 条第 1 項第 2 号）

III. 施行の時期

この規則改正は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

以 上

**「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」
の一部改正について**

平成 28 年 12 月 9 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(小口投資家との取引公正性の確保) 第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家及び次項に定める事業会社等を除く。）以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、前 2 条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。 1 (現行どおり) 2 公社債店頭取引の知識の啓発 協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓発を図るように努めるものとする。 2 前項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。 1 <u>事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。）</u> イ <u>上場会社又はこれに準ずる会社</u> ロ <u>外国の法人で上記イの性質を有するもの</u> 2 <u>次のいずれかに該当するもの</u> イ <u>国、地方公共団体</u> ロ <u>金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体</u> ハ <u>官公庁共済組合</u> ニ <u>学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人</u> 付 則 この改正は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。	(小口投資家との取引の公正性の確保) 第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家、<u>上場会社及びこれに準ずる法人を除く。</u>）以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、前 2 条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。 1 (省 略) 2 公社債店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るように努めるものとする。 (新 設)

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正（案）
に関するパブリックコメントの結果について

平成 28 年 12 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正（案）につきまして、平成 28 年 10 月 19 日から平成 28 年 11 月 17 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上